

## 令和 7 年度生駒市人権施策審議会（第 2 回） 会議録

1 日 時 令和 7 年 1 0 月 8 日（水） 1 0 時～1 2 時

2 場 所 生駒市役所 4 0 3 ・ 4 0 4 会議室

3 出席者

委 員 石倉会長、三成副会長、富島委員、西本委員、窪田委員、山根委員  
事務局 小林総務部長、後藤人権施策課長、武元人権施策課長補佐、福山ダ  
イバーシティ推進プラザ所長、高橋人権文化センター所長、吉岡人  
権施策課主査

4 欠席者 伊賀委員、朝山委員、奥本委員

### 【会議の内容】

(事務局) <開会> <録音許可> <職員紹介> <傍聴者報告(4名)>

(会長) <開会挨拶>

(事務局) 会議につきましては、生駒市人権施策審議会規則第 5 条第 1 項で「審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。」と規定されていますので、会長に議事進行をお願いいたします。と規定されていますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(事務局) <配布資料確認>

(会長) 案件 1 「生駒市人権擁護に関する条例見直しの検討について」に先立ち、議論の経緯や私なりに整理したものを用意しました。最初に説明と紹介をいたします。

<条例の背景と歴史的経緯、人権教育・啓発の法的施策の移り変わり、部落差別解消法の議論、条例制定の地域ごとの事例、同和地区の実態と調査からの変化、新たな人権への対応、条例に盛り込むべき項目、調査の範囲と制約等を説明>

続いて事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の審議の流れを説明します。初めに「資料 1 生駒市男女共同参画行動計画（第4次）策定時アンケート及びいこま考座グループワーク意見」と「資料 2 差別の類型」について事務局が説明し審議いただきます。次に「資料 3 条例骨子案」、最後に「資料 4 各自治体の条例前文」及び「資料 5 世界人権宣言」についてそれぞれ事務局から説明した後、審議いただきます。

まず、資料 1 の市民アンケート結果について説明します。人権意識が高まる一方で市独自の条例や施策の認知度が低いことが課題です。また、高齢者に関する問題への関心が高く、職場でのハラスメント被害が多い現状から相談窓口の充実が求められます。

若年層の条例認知度は学校教育を通じて高いものの、市全体の啓発強化が必要です。事業者には代替要員の確保、ハラスメント対策が課題として挙げられ、職員からは男女共同参画への意識向上と家庭と仕事の両立の難しさが指摘されています。

中学生アンケートでは性別固定観念が存在する中、男女平等への志向が強い傾向が確認されました。また、いこま考座ではハラスメントや高齢者問題、多様性施策への推進が重要とされ、条例の広報施策として SNS 活用や市民主体の活動が提案されています。

資料 2 の差別の具体的列挙については、人権擁護に関する各自治体条例に規定されている差別の類型を整理しています。当初は特定の差別への対応が中心でしたが、時代とともにその対象を広げ多様な人権問題へと範囲が拡大しています。説明は以上でございます。

(会長) まず条例に取り組むべき差別の具体的な類型や、それを「前文」に記載すべきかについて審議を進めます。前回、列挙が必要ではないかという意見があった点について、ご意見をお聞きしたいと思います。

(委員) 他自治体の流れを踏まえ、差別の類型や人権を尊重すべき属性について、具体的に条例内で明記することが望ましいと考えます。また、現代の差別

は属性に基づくものが次々と認識され、新たな差別が浮上してくるため、具体的な例挙と併せて包括的な差別禁止の文言も盛り込むべきです。

また、複合差別や交差差別についても重要な課題であるため、条例の中で言及し、その深刻性を認識した対応策を検討すべきです。これらは国際社会や国連でも「包括的差別禁止法」の提案の中で重要視されています。

また、差別の種類として、直接差別、間接差別、関係者差別（例：性的マイノリティの家族や犯罪加害者の家族への差別など）を射程に入れる必要があると考えます。国の法整備の動向や国際社会の進展を踏まえ、条例でも柔軟さと先進性を持った内容とすることを期待します。特に前文で包括的な理念を示すことが有効だろうと考えます。

(委員)部落差別と他の属性による差別の違いについて、会長のお話で新たな視点に気付かされました。その違いを認識しつつ、条例に具体的な差別の例挙を盛り込むことには賛成です。

ただし、具体的に書かれていない差別が除外されるわけではないことも、条例の文言で配慮する必要があります。また、差別は社会情勢の変化により新たに認識されることがあり、犯罪加害者の家族に対する差別など、次々と新しい問題が浮かび上がっています。それらも視野に入れ、柔軟な条例作りを目指すべきです。

(委員)犯罪加害者の家族などへの差別は、関係者差別として近年注目されている課題です。同様にコロナ禍では、感染症に関わる職業従事者やその家族への差別もありました。

(委員)差別の属性や種類を1つの条例で包括的にまとめることには難しさを感じます。各差別の性質や背景が異なるため、全てを一律に対策するのは困難です。しかし、条例は理念を示すものであり、基本的な考え方を明確にすれば、市民に共有するには有効だと思います。

(委員)具体的に差別の類型を例挙することには賛成です。ただし、条文内で精緻な配慮をすることが必要です。

(会長)差別の類型や属性は具体的に列挙すべきとのご意見で一致しているようですが。ただし、どう組み込むかは今後さらに検討が必要です。

次の資料3に進みますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)「資料3 条例骨子案」をご覧ください。第1回審議会でいただいたご意見を踏まえ、法的に無理のない文言を仮置きしたものです。左側が現行条例、右側が骨子案としての条文の例です。

(会長)骨子案の構成は前文、目的、定義、基本理念、差別禁止、市の責務、市民の責務、教育・啓発活動などを含みます。ご意見はありますか。

(委員)憲法の差別の順序に沿った方が違和感は少ないと思います。社会的地位の扱いも検討が必要です。

(委員)並び順は憲法の規定に準じ、新しい課題はその後に追加すべきです。

(委員)市民の責務がほとんど努力義務となっているのは弱い印象があります。市の役割についても努力義務以上に踏み込んでも良いと思います。罰則規定の有無も議論にあげてはどうかと考えます。

(委員)市が主語になっている責務である教育や啓発活動と市民や事業者が主語となっている部分をまとめて条文の整理を提案します。

(会長)次回までに事務局で整理してください。

(委員)罰則規定や相談支援体制については努力義務ではなく、より強い義務化を検討してはどうでしょうか。

(会長)条例で罰則規定は難しいですね。市としては具体事例では介入できませんよね。ただ、相談支援体制は強めに書いた方がいいのではないかでしょうか。解決に向けて取り組むような文言があってもいいのかなと。インターネットの誹謗中傷について、措置を講じることは県でやっていましたね。インターネットは広域的に対応しないとだめですから。

(事務局)奈良県内の自治体で組織する啓発連協でモニタリングや誹謗中傷の削除要請等の活動を行っており、市も積極的に対応しています。

(委員) 実際、そういう取り組みもされているということであれば、ここに明文化して、それほど負担が増えるわけでもないのかなと思います。

(会長) 市の役割として、インターネットや、市内で発生する個人ではなく地域に関する人権侵害に対して、必要な措置などを行う文言を加えても良いのではないかと考えます。ここは努力義務としつつも、市が役割を果たしていくことを明確にする意味で、記載しておくことは有意義だと思います。

現時点では、そのような条文はありませんので、次回までに、インターネット事業者を含む事業者全般に対する市の役割を条文項目として盛り込めないか検討をお願いします。個人が対応できないレベルの問題については、行政である市が対応しなければならないケースがあり一定の対応は可能だろうと考えます。

(事務局) 削除要請は今年4月に委員の皆様に報告したとおりです。次回に向け条文の表現を調査・検討します。

(会長) 他にご意見ありませんでしょうか。次に、条例前文に関する検討について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料4は複数の自治体の人権条例の前文をまとめたもので、その特徴と共通点を検討するために作成しました。多くの自治体では、日本国憲法に基づく個人の尊厳や基本的人権の尊重を根幹とし、国際的な人権理念も重視しています。差別や人権侵害が依然として存在すること、また人種・国籍・性別・性的指向・障がいなど多様な属性を持つ人々の尊重の重要性、市民や事業者、行政が協力して人権尊重のまちづくりに取り組む責務を明記しています。特徴的な表現として、国立市や松本市、浜松市では市民との協働が強調されており、明石市では「すべての人が自分らしく生きられる社会づくり」と表現しています。

また、資料5は世界人権宣言の条文を示しており、生まれながらの平等や差別禁止、権利の具体的な内容を網羅しています。この宣言は多くの憲法や条例の参考にされています。

(会長)前文を整理していただきました。改めて皆様のご意見を伺います。

(委員)他自治体の前文を見ると、自治体を主語にして自らの実績を述べるタイプと、「日本国憲法は」という形で人権の大前提から説く二つのパターンがあると感じます。現在の生駒市案は「生駒市は取り組んできたがまだ課題がある」という形も悪くはありませんが、憲法や世界人権宣言の理念を格調高く掲げる形もありえると思います。どちらが良いかは次回以降議論したら良いと考えます。

(会長)他にご意見がなければ、本日の議題はここまでとし、次回もこのテーマを継続して議論します。前回の議論に戻ったり進んだりしながら、着実に検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局)＜次回審議会の日程調整、各種啓発事業やリーフレットの紹介＞